

公立病院改革プランの概要

団 体 名		埼玉県秩父市					
プ ラ ン の 名 称		埼玉県秩父市立病院中長期計画兼市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 24日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度 ※改革プラン部分					
病 院 の 現 状	病 院 名	秩父市立病院					
	所 在 地	埼玉県秩父市桜木町8-9					
	病 床 数	一般病床165床					
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・泌尿器科・脳神経外科・小児科・麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		当院は、1市4町で構成される秩父保健医療圏の中にあり、中核病院として地域完結型医療を提供するために医療の高度化と地域のかかりつけ医を支援する役割が求められている。また、圏域内では二次救急を4病院の輪番制で担っているが、不採算やスタッフ不足などで維持が厳しくなっており、救急医療の維持に公立病院である当院への期待が高いことから、「高度医療」、「救急医療」、「地域に不足する医療の確保」を図ることが当院の役割である。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ○病院の建設改良に要する経費(企業債元利償還金、建設改良費の1/2) ○リハビリに要する経費(人件費+経費+材料費-リハビリにかかる診療収入) ○小児医療に要する経費(人件費+経費+材料費-小児医療にかかる診療収入) ○院内保育所運営経費(院内保育所運営経費-保育料収入) ○救急医療に要する経費(人件費+空床確保に要する経費+経費-輪番制病院運営費補助金-救急医療診療収入) ○高度医療に要する経費(人件費+経費+材料費-高度医療にかかる診療収入) ○医師・看護師等の研究研修費(旅費・図書費・負担金等の1/2) ほか 					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	96.0	96.4	98.5	100.1	102.9	
	職員給与費比率	52.7	52.6	51.6	50.5	48.9	
	病床利用率	61.4	63.0	65.0	70.0	75.0	
上記目標数値設定の考え方		当院の場合、医師の減少による患者数減少が経営に悪影響を与えていることから、標準的な指標のみ用い、その目標数値達成を目指す。 (黒字化の目標年度:23年度)					

				団体名 (病院名)	埼玉県秩父市 (秩父市立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
該当なし							
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	院内業務の外部委託については、可能なものはほとんど外部委託済みであり、他にも外部委託可能なものがあれば進めていくが、逆に外部委託しているものの有効性を検討していく。(現在の外部委託は非効率ではないか など)					
	事業規模・形態の見直し	事業規模や形態は変えずに現在の7診療科165床を維持し、医師や看護師などの早期確保を図り、閉鎖中の本館3階病棟を利用して圏域内唯一である小児入院治療を再開するとともに、開放病床や緩和ケア病床などでの病床利用を検討していく。					
	経費削減・抑制対策	薬剤管理システムの導入により使用薬剤品目の効率化と不良在庫の削減を図るとともに、クリティカルパスの導入や後発医薬品の積極的採用などにより経費削減を図る。					
	収入増加・確保対策	健診事業、RIS(放射線情報管理システム)やPACS(医用画像保管管理システム)の導入などによる収入増加を図るとともに、女性医師の積極的採用により女性患者の増加を図る。 会計システムの改善(休日の医療費支払)、未収金滞納整理強化、入院一時金の検討などにより、医療費の確実な確保を図る。 診療報酬請求漏れがないようスタッフへの指導體制の強化を図る。					
その他							
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	64.7%	18年度	67.7%	19年度	61.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	スタッフ不足などから空床が多くなっているが、小児の入院治療など必要な機能の維持のためには165床を維持していく必要がある。					

団体名
(病院名)

埼玉県秩父市
(秩父市立病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が属する秩父保健医療圏には、公立病院が2病院、公立診療所が1診療所所在。 (秩父市立病院(秩父市 一般病床165床)、国保町立小鹿野中央病院(小鹿野町 一般病床45床、療養病床50床)、秩父市大滝国保診療所(秩父市 0床))		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	埼玉県地域保健医療計画では、「現行の二次救急医療体制を堅持するため、公立病院間の医療連携を推進すること」、「現行の小児初期救急医療体制を堅持するため、秩父郡市医師会と当院との協力体制を核としていくこと」としている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容> 国保町立小鹿野中央病院とはスタッフ派遣や病床機能の分担などで連携を図り、互いに不足する機能の維持に努める。大滝国保診療所とは、診療所の維持に努め、スタッフ派遣や材料の共同購入など、相互に有効なものは連携を進めるとともに、経営統合のメリット・デメリットの検討をしていく。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	
			<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
		<時期> 平成21～22年度	<内容> 経営形態検討委員会(仮称)を立ち上げて検討	
		平成23～24年度	移行準備	
		平成25年度	新経営形態へ移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	秩父市立病院運営委員会へ諮問し、実施状況を年1回点検・評価する。 遅くとも2年が経過した時点で数値目標の達成が著しく困難と判断した場合は、計画を全面的に見直し改定する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年7月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	埼玉県秩父市 (秩父市立病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	2,165	2,171	2,185	2,211	2,250	2,302
	(1) 料 金 収 入	2,029	2,018	2,028	2,051	2,090	2,140
	(2) そ の 他	136	153	157	160	160	162
	うち他会計負担金	87	115	120	130	130	132
	2. 医 業 外 収 益	156	149	141	195	195	196
	(1) 他会計負担金・補助金	136	129	121	175	175	175
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	20	20	20	20	20	21
	経 常 収 益 (A)	2,321	2,320	2,326	2,406	2,445	2,498
	入	1. 医 業 費 用 b	2,206	2,312	2,328	2,340	2,340
(1) 職 員 給 与 費 c		1,095	1,144	1,150	1,140	1,135	1,125
(2) 材 料 費		507	533	561	571	571	571
(3) 経 費		355	382	379	379	379	379
(4) 減 価 償 却 費		88	79	75	80	85	85
(5) そ の 他		161	174	163	170	170	170
2. 医 業 外 費 用		106	104	87	104	104	98
(1) 支 払 利 息		60	55	39	39	39	33
(2) そ の 他		46	49	48	65	65	65
経 常 費 用 (B)		2,312	2,416	2,415	2,444	2,444	2,428
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	9	-96	-89	-38	1	70	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)	1	1	3	3	3	3
	特別損益(D)-(E) (F)	-1	-1	-3	-3	-3	-3
純 損 益 (C)+(F)	8	-97	-92	-41	-2	67	
累 積 欠 損 金 (G)							
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,963	1,925	1,900	1,850	1,850	1,870
	流 動 負 債 (イ)	148	179	178	168	160	152
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
	不良債務(オ)						
差引 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	▲ 1,815	▲ 1,746	▲ 1,722	▲ 1,682	▲ 1,690	▲ 1,718	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)		69	24	40	▲ 8	▲ 28	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.4	96.0	96.3	98.4	100.0	102.9	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	(83.8)	(80.4)	(78.8)	(76.1)	(75.1)	(74.6)	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	98.1	93.9	93.9	94.5	96.2	98.8	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	50.6	52.7	52.6	51.6	50.4	48.9	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	67.7	61.4	63.0	65.0	70.0	75.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	埼玉県秩父市 (秩父市立病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債		184	108				
	2. 他会計出資金	57	61	67	74	63	55	
	3. 他会計負担金	20	20	60	60	60	50	
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金							
	7. その他							
	収入計(a)	77	265	235	134	123	105	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)							
	前年度許可債で当年度借入分(c)							
	純計(a)-(b)+(c)(A)	77	265	235	134	123	105	
	支 出	1. 建設改良費	39	40	157	123	80	50
		2. 企業債償還金	92	281	107	119	98	85
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計(B)		131	321	264	242	178	135	
差引不足額(B)-(A)(C)		54	56	29	108	55	30	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	54	56	28	106	54	30	
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計(D)		54	56	28	106	54	30	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)		0	0	1	2	1	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)								
実質財源不足額(E)-(F)								

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 223,269	() 244,485	() 241,606	() 305,209	() 305,209	() 307,468
資本的収支	() 77,000	() 80,640	() 127,596	() 134,083	() 123,354	() 105,183
合計	() 300,269	() 325,125	() 369,202	() 439,292	() 428,563	() 412,651

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。